

**排水への環境保護料金に関する政令第67号（2003年）の
実施ガイドラインに関する省庁間通達**

Inter-Ministerial Circular on providing Guidelines for the Implementation the Decree No.
67/2003/ND-CP on Environmental Protection Charges for Wastewater

ハノイ 2003年12月18日
番号：125/2003/TTLT-BTC-BTNMT

2001年8月28日付け料金及び手数料に関する国会常務委員会¹令
38/2001/PL-UBTVQH10号に基づく。

2002年6月3日付け料金及び手数料に関する法令の施行規則を公布する政府首
相の決定57/2002/ND-CP号に基づく。

2003年6月13日付け排水への環境保護料金に関する政令67/2003/ND-CP号に基
づく。

財務省及び天然資源環境省は、排水への環境保護料金の徴収の実施を以下の通
り指導する。

I 通則

1. 排水への環境保護料金の適用

排水への環境保護料金は、産業及び生活排水に対して徴収される。

a. 産業排水とは、以下から環境へ排出される水のことである。

- 工業製造施設
- 農業、林業及び水産加工製品、牛肉解体処理施設
- 醸造所、ワイン/アルコール/飲料水の製造施設、皮加工及びリサイクル
施設
- 工芸社での工芸施設
- 家禽飼育/牛畜産施設
- 整備、自動車修理施設
- 鉱物採掘/加工施設
- 海老の養殖、種苗栽培施設
- 水浄化プラント、汚水処理プラント

¹国会常務委員会(Standing Committee of the National Assembly)は、国会の常設機関で、国会の議長、副議長及びその他の委員で構成される。なお、これらの常務委員会の構成員は、政府の閣僚を兼務することはできないこととされている。その主な任務及び権限は、国会の召集のほか、国会議員選挙の管理、憲法及び法律の解釈、国会により委任された事項に関する法令(Decree-Law:法律と同様の効力を持つが、国会の議決によらず国会常務委員会が制定するもの)の制定、憲法、法律、法令及び国会決議の執行の監督、政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院の業務の監督、各レベル地方自治体の人民評議会の監督及び指導等多岐にわたっている。

- b. 生活排水とは、以下から環境へ排出される水のことである。
- 家庭
 - 政府機関
 - 人民軍
 - 組織/個人の本部、支部及び事務所
 - 洗車施設
 - 病院・クリニック、レストラン・ホテル、その他製造、貿易、サービス施設
 - 上記a及びbで規定されていない排水を排出するその他施設

2. 排水への環境保護料金に適用されないもの

排水への環境保護料金は以下には徴収されない。

- a. 水力発電所からの排出される水、プラント・製造/貿易施設内の循環水
- b. 塩の製造後に排出される海水
- c. 社会経済生活に適応するために、水価格の維持を目的とする政府補助金対象地域に指定されている家庭からの生活排水
- d. 地方の社²からの生活排水であり、以下を含む。
 - 国境地帯の社、山岳地帯、高地及び遠隔地域の社（政府によって定められる）
 - 地方自治体の分類及び管理レベルに関する2001年10月5日付けの政令72/2001/ND-CP号で定められているI、II、III、IV及びVのいずれの地方行政グループに属していない社

3. 排水への環境保護料金の支払者

排水への環境保護料金の支払者は、第1項で規定された排水を排出する施設/家庭である。

4. 国際条約の適用

ベトナム社会主義共和国が、政令67/2003/ND-CP号及び本通達と異なる規定を含む国際条約の加盟国又は一員の場合には、その国際条約の規定が適用される。国際条約は、国際条約の署名及び実施に関する法令及びその指針が対象となる。

² ベトナムの地方行政単位は、省(Province)、県(District)、社(Commune)の3レベルの階層構造を持ち、それぞれのレベルに立法機関である人民評議会(People's Council)と行政機関である人民委員会(People's Committee)が設置されている。
なお、省は都道府県、県は郡・地方都市、社は日本の市町村よりやや小さい規模に相当する。
参照：<https://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/1702vietnam9.pdf>、
<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/231/023110.pdf>、
http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/after/2000/pdf/jigo00_13j.pdf

II 料金

1. 生活排水に対する環境保護料金

生活排水に対する環境保護料金は、水道1 m³の販売価格の割合(%)で算出される。ただし、付加価値税を除いた水道販売価格から10%以上超えてはならない。

水を独自に取水している組織及び家庭から排出された生活排水に対しては(水道供給システムのない地域における家庭を除く)、料金は、各水利用者に対して、水を取水された村や区での一人当たりの平均的な水道量(体積)、及び地元で供給される水道1 m³当りの平均価格から決定される。

社会経済状況及び生活状況、並びに地方人口の所得に関する政令第6条第1項における生活排水に対する環境保護料金の規定に基づいて、地方省及び中央直轄市の人民委員会は、それぞれの地理的要因及び地元の課題に対して、妥当な生活排水への環境保護料金の特別徴収を決定しなければならない。この決定は、地方省及び中央直轄市の人民評議会へ提出し、認可されなければならない。

2. 産業排水への環境保護料金

産業排水に適用する汚染物質別に計算された環境保護料金は以下の通りである。

	排水の汚染物質		料金 (VND/kg) 排水中の汚染物質1kg当りの金額			
	汚染物質	記号	環境A	環境B	環境C	環境D
1	生物化学的酸素要求量 (BOD)	A _{BOD}	300	250	200	100
2	化学的酸素要求量(COD)	A _{COD}	300	250	200	100
3	浮遊物質 (TSS)	A _{TSS}	400	350	300	200
4	水銀	A _{Hg}	20,000,000	18,000,000	15,000,000	10,000,000
5	鉛	A _{Pb}	500,000	450,000	400,000	300,000
6	砒素	A _{As}	1,000,000	900,000	800,000	600,000
7	カドミウム	A _{Cd}	1,000,000	900,000	800,000	600,000

4つの分類の環境A、環境B、環境C及び環境Dは以下の通り定められる。

- 環境A：特別市、I、II及びIIIに分類される市の都市部
- 環境B：IV及びVに分類される市の都市部、特別市の郊外地域、I、II及びIII

に分類される市

- 環境C: IVに分類される市の郊外地域、環境Dの市に属さない社
- 環境D: 国境地帯の社、山岳地域、遠隔地及び高地の社

特別市、I、II、III、IV、Vに分類された市は、地方自治体の分類及び管理レベルに関する2001年10月5日付け政令72/2001/ND-CP号で定められている。

III 料金の計算

1. 生活排水への環境保護料金

a. 生活排水への環境保護料金は以下のように計算される。

- 水道販売価格の割合による環境保護料金の場合：

$$\begin{array}{l} \text{生活排水への} \\ \text{環境保護料金} \\ \text{(VND)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{支払い者の} \\ \text{使用した} \\ \text{水道量 (m3)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{付加価値税抜き} \\ \text{の販売価格} \\ \text{(VND/m3)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{地方省及び中央直轄市の} \\ \text{人民評議会によって決め} \\ \text{られた排水への環境保護} \\ \text{料金の料金割合 (\%)} \end{array}$$

- 金額の合計による料金の場合：

$$\begin{array}{l} \text{生活排水への} \\ \text{環境保護料金} \\ \text{(VND)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{支払い者の} \\ \text{使用した} \\ \text{水道量 (m3)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{地方省及び中央直轄市の} \\ \text{人民評議会によって決め} \\ \text{られた排水への環境保護} \\ \text{料金 (VND/m3)} \end{array}$$

- b. 水道の使用量は、水量計を基に決められる。水量計が取り付けられていない場合には、それぞれの人民評議会又は中央直轄市が、各水道利用者へ割り当てた量を基に決定する。施設/個人の私用目的で独自に水を取水した場合には、消費された水道量は、ファミリーブックに記載されている人数、従業員名簿、勤務時間シート、又は労働契約（非製造/非貿易施設の場合）、及び社での家長一人当たりの平均的な水の消費量を基に決定される。
- c. 私用目的で取水する製造/貿易/サービス施設に対して、水道消費量は、企業によって申告された運営規模が対象となり、各社レベルの人民評議会によって認可される。

付加価値税を含む水道販売価格、付加価値税を除く販売価格の計算は以下の通りである。

$$\begin{array}{l} \text{付加価値税を除く} \\ \text{水道販売価格} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{付加価値税を含んだ水道販売価格} \end{array}}{1.05}$$

2. 産業排水への環境保護料金

- a. 産業排水への環境保護料金は、汚染物質別に以下のように計算される。

$$\begin{array}{l} \text{産業排水への} \\ \text{環境保護料金} \\ \text{(VND)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{排水の排出量} \\ \text{(m3)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{排水中の} \\ \text{汚染物質質量} \\ \text{(mg/l)} \end{array} \times 10^{-3} \times \begin{array}{l} \text{各分類された環境へ排出} \\ \text{された産業排水への環境} \\ \text{保護料金 (VND/kg)} \end{array}$$

本通達を指示する政令67/2003/ND-CP号の第2条第6項で定められ汚染物質を1つ以上含んでいる場合には、支払われるべき産業排水への環境保護料金は、その排水中の各汚染物質に対する料金の合計となる。

IV. 申告、検査、支払い

1. 生活排水への環境保護料金

- a. 水道公社は、生活排水への環境保護料金の支払い者として定められた施設/家庭から、毎月、水道料金の徴収と一緒に環境保護料金を徴収する責任を負う。生活排水への環境保護料金の支払い者として定められた施設/家庭は、毎月の請求書に応じて、生活排水への環境保護料金及び水道料金を一緒に水道公社へ支払う責任を負う。
- b. 社レベルの人民委員会は、社で生活排水への環境保護料金の支払者であると定められ、私用目的で独自に取水している製造、貿易及びサービス施設/家庭の環境保護料金を決定し、徴収する責任を負う。
- c. 水道公社及び社レベルの人民委員会は、環境保護料金を一時的に預かるために、社の国庫局支部に口座を開かなければならない。料金徴収の実施次第で、水道公社及び人民委員会は、月又は週毎に、その口座に全ての徴収料金を送金しなければならない。また、水道公社及び人民委員会は、国家予算に対して順次決済を行うために、徴収料金を確認し更新するために、会計帳簿を作成する責務を負う。徴収料金は、水道公社の利益として計上してはならない。
- d. 徴収された料金を基に、水道公社及び社レベルの人民委員会は、毎月、生活排水への環境保護料金の申告書（本通知に添付された様式第1を参照）を作成し、税務所及び国庫局支部（料金を一時的に預かる口座を開設している）へ送付し、翌月の20日以内に、当月料金を国家予算に対して送金（徴収経費を控除した後）しなければならない。その送金は、現在の国家予算の方針の章、区分、条項及び準条項042.01に調和することに責任を負い、本

通達Vの第3項を指針として管理及び利用されなければならない。

- e. 各太陽暦³で1月1日より60日以内に、水道公社及び社レベルの人民委員会は、それぞれの地方省又は中央直轄市の税務所と共に最終決済を行い、関係規制に従って、徴収した生活排水への環境保護料金の送金をしなければならない。

2. 産業排水への環境保護料金

- a. 産業排水への環境保護料金の支払い者は以下の義務を負う。
 - 確かな方法で、規制（本通達に添付されている様式第2号を参照）を遵守するために、次回四半期の10日以内に、排水が排出された地域の県/地方自治体の天然資源環境局と共に、四半期毎に、支払うべき料金金額を申告すること。
 - 次回四半期の20日までに、各天然資源環境局からの通知書に従って、地方税務所で排水への環境保護料金の口座に送金すべき全額を期日までに送金すること。
 - 太陽暦で1月1日より30日以内に、県/地方自治体の天然資源環境局と共に、支払い料金の年間決済をすること。
- b. 徴収経費が差し引かれ各天然資源環境局で預かった後に、産業排水への環境保護料金は国庫局へ送金され、現在の国家予算の方針の章、区分、条項及び準条項042.01に調和することに責任を負い、本通達Vの第3項を指針として管理及び利用されること。
- c. 天然資源省は以下の責任を負う。
 - 産業排水への環境保護料金の申告を検査し、支払い料金と国家予算に対する送付期限（本通知に添付されている様式第3号参照）を通知する。
 - 申告の検査は、初回のサンプル分析の結果を基に行う。そのような結果がない場合には、その検査は、環境影響評価報告書、環境への影響を及ぼす活動リスト、又は認可された環境基準保証登録（本通知ではEIAと省略する）が対象となる。上記の基準がない場合には、産業排水への環境保護料金は、一時的に、支払い者の申告に従って行われる。基準が設けられた後に、最終決済が、追加の支払い（一時的な支払いが、実際の支払いより少ない場合）又は支払者への返金（一時的な支払いが、実際の支払いより多

³ ベトナムは太陽暦（西暦）と太陰暦（旧暦）を併用している。公式行事は太陽暦、祭りの行事は旧暦を使っている。

い場合) というかたちで行われる。一時的な支払いが実際の支払いより多く新たに料金が生じた場合には、その差分は、次回期に支払われる料金で精算される。

- 料金の通知は以下の通りである。
支払者による申告金額と初回分析による支払い金額の差が許容限度に収まっている（例えば 30%）場合には、申告された金額を徴収しなければならない。その差が許容限度を上回っている場合には、各天然資源環境局は、支払者と協力して、排水量及び汚染物質をサンプル分析することにより支払い料金を決定する。この 2 回目の分析費用は、本通知の V の第 2 項に従属する。
 - 社の産業排水への環境保護料金、測定記録、管理記録、及び本通知の V の第 2 項で規定された料金の使用を記帳すること。
 - 各太陽暦で 1 月 1 日より 60 日以内に、関係規制に従って、税務所と共に、産業排水への環境保護料金の徴収の最終決済を行い、送金すること。
 - 地方省/市の環境保護における投資を決定するために、V の第 3 項に従い、料金の使用計画を作成し、地方省又は中央直轄市の人民委員会へその計画を提出すること。
- d. 公安省及び国防省の管轄内での製造/貿易/サービス施設は、国家の安全保障の目的のため、その申告の検査は、これらの省によって行われ、その結果は、その施設の行政地域を管轄する各天然資源環境局へ通知される（本通達に添付されている様式第4号参照）。
- e. 施設の投入材料、製品、製造ライン、技術、汚染防止システム及び汚染物質処理システムの全ての変更計画は、各天然資源環境局へ書面で報告しなければならない。それにより、その計画に従って支払い料金の再計算が行われる。

3. 産業排水への環境保護料金の申告書を検査するための排水分析に必要なサンプル及びアセスメント

- a. 初回の排水分析に必要なサンプル及びアセスメント
- 天然資源環境省は、EIA 報告書の評価による各命令書に従って、国内排水への環境保護料金の対象となる全ての施設に対して、初回の排水分析に必要なサンプル及びアセスメントを組織し、地方省/地方自治体の天然資源環境局と連携しなければならない。分析に必要なサンプル及びアセスメントの結果は、施設の申告内容を検査するために、天然資源環境省にとって、基準として役立つなければならない。

- 産業排水への環境保護料金の計算を行うために、初回の排水分析に必要なサンプル及びアセスメントにおける費用を国家予算で確保しなければならない。これは、年間計画における環境事業で認められた予算費用となる。
 - 毎年、天然資源環境省は、中央予算でまかなう費用の見積り及び計画を立てなければならない。また、天然資源環境省は、初回の排水分析に必要なサンプル及びアセスメントを負担するための地方予算でまかなう運営費用を見積り、計画しなければならない。
 - 産業排水への環境保護料金の計算を行うために、国家予算でまかなう初回の排水分析に必要なサンプル及びアセスメントにおける費用の見積もり及び決済は、国家予算に関する法律及びその指針の規定に沿うこと。
- b. 2回目以降の分析に必要なサンプル及びアセスメント
- 支払い者による申告と初回の排水分析に必要なサンプル及びアセスメントの数値が異なる、又は EIA 報告書で許可された数値が許容限度を超えた場合には、天然資源環境省は、支払い者の支払うべき金額を計算するために、2回目の分析に必要なサンプル及びアセスメントを行う手続きをとらなければならない。
 - 排水への環境保護料金を徴収するために、排水分析に必要なサンプル及びアセスメントを行うための許可及びオペレーションコードを天然資源環境省から得た上で、施設による2回目以降の分析に必要なサンプル及びアセスメントは、天然資源環境省と施設との間で排水分析に必要なサンプル及びアセスメントのための契約に基づいて、実施されなければならない。
 - 排水分析に必要なサンプル及びアセスメントの結果に関して、分析に必要なサンプル採取及びアセスメントを行う組織と支払者との間で異論が生じた場合には、天然資源環境省への報告を求められる、又は天然資源環境省に異論の和解を求められる。

V 徴収料金の管理及び利用

排水への環境保護料金は、国家予算に当てられ、以下のように管理及び利用される。

1. 生活排水への環境保護料金

- a. 徴収された料金の一部は、料金徴収の経費を差し引くために、水道公社に残される。この部分は、年間の徴収料金の割合から計算される。地方省及び中央直轄市の人民評議会は、手数料及び料金に関する法律の実施を指導する財

務省の2002年7月24日付け通達63/2002/TT-BTC号のIIIのC節第3項及び第4項の指針に従って、数年間にわたる一定水準の割合を決定しなければならない。この割合は、徴収された生活排水への環境保護料金の10%を超えてはならない。

独自で水を取水する者に対し、地方省及び中央直轄市の人民評議会は、その取水者から、排水への環境保護料金を徴収するための経費を負担している社レベルの人民委員会に、控除して残すための徴収金額の割合を決めなければならない。その割合は徴収金額の15%を超えてはならない。水道公社及び社レベルの人民委員会は、これらの金額を乱用してはならない。また、制度で規定された法的な証明書類を確保しなければならない。当該年に余った金額は、制度で規定された利用のために、翌年に繰り越さなければならない。

- b. 残りの徴収料金は(水道公社及び社レベルの人民委員会へ控除し残す部分を差し引いた後)、国家予算に対して送られ、本通達のVの第3項の指導に従って、異なる国家予算レベルで配分されなければならない。

2. 産業排水への環境保護料金

- a. 徴収経費及び2回目以降の産業排水の定期的又は限定的な検査を行う排水分析に必要なサンプル及びアセスメントの費用を支払うために、産業排水への環境保護料金の20%を差し引いて、各天然資源環境局へ残さなければならない。その内訳は以下の通りである。

- 産業排水への環境保護料金の5%は、手数料及び料金に関する法律の実施を指導する財務省の2002年7月24日付け通達63/2002/TT-BTC号のIIIのC節の第4項に定められた料金徴収の経費として利用される。
- 残り15%は、2回目以降の産業排水の定期的又は限定的な検査を行う排水分析に必要なサンプル及びアセスメントの費用として利用される。支出は、規定された制度、基準及び規範に従わなければならない。
- 天然資源環境省は、正しい目的のため、控除された費用を使用し、制度で規定された法的な証明書類を確保しなければならない。当該年の残った金額は、現在の制度で定められた用途目的のために、翌年に繰り越さなければならない。

- b. 残りの徴収料金は(産業排水への環境保護料金の残り80%)、国家予算に対して送られ、本通達のVの第3項の指針に従って、国家予算レベルで配分されなければならない。

3. 国家予算に対して送られる排水への環境保護料金の使用及び管理

国家予算に対して送られる排水への環境保護料金は、以下の通り異なる国家予算レベルで配分されなければならない。

- a. 中央予算として50%が配分され、「ベトナム環境保護基金」の設立、組織及び運営に関する2002年6月26日付け首相決定82/2002/QD-TTg号に基づいて、「ベトナム環境保護基金」の運営資金の補充に当てられる。この管理及び使用は、「ベトナム環境保護基金」の財政管理のためのガイドラインを提供する財務省の2003年10月6日付け通達93/2003/TT-BTC号に基づいて実施されなければならない。
- b. 地方予算として50%が配分され、地方における環境保護（環境汚染、劣化及び事故の防止、解決及び処理）、新規投資事業、下水の浚渫、排水システムの定期的な修繕及び管理に当てられる。

国家予算に対して送られた排水への環境保護料金から拠出された費用の送金及び支払いは、国家予算に関する法律及びその実施のための指針に従って実施されなければならない。

VI. 請求書/受領書及び料金の支払いに使用される通貨

1. 請求書/受領書

- a. 生活排水への環境保護料金の支払いは、水道公社の販売請求書を基に行わなければならない。規制に基づく請求書の必須事項の他に、水道公社の販売請求書には、別枠で、生活排水への環境保護料金の金額を明示しなければならない。詳細は以下の通り。合計請求額の列に、付加価値税を除く水道料金（生活排水への環境保護料金を含まない）、付加価値税（VAT）、生活排水への環境保護料金及び合計支払い額を明示しなければならない。独自で取水している場合には、社レベルの人民委員会は、税務書類の発行、管理及び利用に関する財務省の現在の規制に基づいて、受領書を利用しなければならない。
- b. 産業排水への環境保護料金は、税務書類の発行、管理及び利用に関する財務省の現在の規制に従って、料金の受領書の中で計算されなければならない。

2. 料金の支払いに使用される通貨

排水への環境保護料金は、ベトナムドン（VND）で支払わなければならない。外貨での支払いは、料金の徴収時にベトナム国家銀行から発表された銀行間の外国為替市場の為替レートでベトナムドンに交換しなければならない。

VII. 実施規定

1. ベトナムの環境基準に違反した組織及び個人は、法的規制に基づいて処罰されなければならない。環境へ汚染物質を含む排水を排出した場合、環境保護料金を支払わなければならない。
2. 政令 67/2003/ND-CP 号の規制及び本通達のガイドラインに従って、地方省及び中央直轄市の人民評議会は、2004年1月1日以降、料金徴収を組織するために、地元における生活排水への料金を決定することを要請される。

地方省及び中央直轄市の人民評議会が生活排水への料金を決定していない場合には、地方省/地方自治体の財務局は、地方省及び中央直轄市の人民委員会に料金額を提案しなければならない。それにより、2004年1月1日以降、確実に実施するために、適宜に決定する様、その人民委員会は、地方省及び中央直轄市の人民評議会に報告しなければならない。

3. 天然資源環境省は、天然資源環境局が行う申告書の検査の監視及び監査における責任を負い、発生した問題を適時に解決するためのガイドラインを提供しなければならない。
4. 地方の国庫局事務所は、国家予算に関する現在の法律及び本通達におけるガイドラインを基に、徴収料金における国家予算収入及び支出の収支を明らかにし、公表することを準備する責任を負わなければならない。
5. 地方の税務所は、水道公社、社/区における社レベルの人民委員会及び天然資源環境省の排水への環境保護料金の徴収及び送金の最終支払いを実施、指導、推進及び監査する責任を負わなければならない。
6. 財務省及び天然資源環境省は、本通達の V の第 2 項の規定に従って、控除及び残す許容金額の合意及び監視における調整を行わなければならない。
7. 政令 67/2003/ND-CP 号及び本通達のガイドラインで規定された排水への環境保護料金の徴収、送金、管理及び利用に対する苦情、非難及び和解は、手数料及び料金に関する法律、及び苦情及び非難に関する法律の規定に遵守して行わなければならない。
8. 本通知は、官報で公表されてから 15 日以内に有効とする。本通達は、都市部、工業地域及び郊外の居住地域における水道消費の物価設定方法及び物価設定権限に関するガイドラインを提供する建設省及び政府物価委員会による 1999 年 6 月 16 日付け共同通達 03/1999/TTLT/BXD-BVGCP 号での下水費用における年間規定に遵守して行わなければならない。

実施過程で問題が発生した場合には、組織及び個人は、適宜の考慮及び解決、又は適切な補正及び補足を行うために、財務省及び天然資源環境省へ報告することを要請される。

天然資源環境大臣代理
副大臣
ファム・コイ・グエン

財務大臣代理
副大臣
チェン・チ・チュン

受領機関：

- 首相、各副首相
- 中央党事務所
- 国会事務所
- 国家主席事務所
- 最高人民検察院
- 最高人民裁判所
- 各省、省レベル機関、政府直轄機関
- 各団体の中央機関
- 人民評議会、人民委員会、財務省、天然資源環境省、各税務局、地方省又は中央直轄市の各国庫局事務所
- 官報
- 天然資源環境省及び財務省の直轄機関
- 文書保管場所：天然資源環境省（環境局事務所）及び財務省（事務所及びCST）

- 様式 第1号

水道公社名

ベトナム社会主義共

和国

社/区の人民委員会名

独立 - 自由 - 幸

福

生活排水への環境保護料金に係る申告書

年_____ 月_____

宛先: 税務局
国庫局

支払者

住所

電話

口座

番号

コード

□□-□□□□□□□□-□-□□□□

FAX

銀行名

	内容	料金 (VND)
1	当月内の生活排水への環境保護料金額	
	- 水供給の販売請求を基にした徴収金額	
	- 独自に取水した場合に徴収される金額	
2	規制に基づく控除金額	
3	国家予算に対する支払金額 (1-2)	
4	前月の国家予算に対する未支払い金額 (もしあれば)	
5	前月の国家予算に対する過払い金額	
6	最終的な支払い金額 (3+4-5)	

国家予算に対して支払う生活排水への環境保護料金額 (文言にて表記):

上記申告が事実であることを保証します。さもなければ、現在の法律に従い罰則の対象となります。

年_____ 月_____ 日_____

組織代表

(署名、記名及び捺印)

様式 第 2 号

支払者
和国
社/区の人民委員会名
福

ベトナム社会主義共

独立 - 自由 - 幸

産業排水への環境保護料金に係る申告書

年_____ 第____四半期

宛先:天然資源環境省

支払者	_____	コー	□□-□□□□□□□□-□-□□□□
住 所	_____	ド	
電 話	_____	FAX	_____
口座番	_____	銀行	_____
号	_____	名	_____

1. 製造及び/又は加工部門： _____
2. 毎月の排水量 (m3) _____
3. 影響を受ける環境 _____
4. 排水中の汚染物質項目：

汚染物質	排水中の汚染物質含有量 (mg/L)	各汚染物質に対する料金 (VND/kg)	汚染物質において算出された毎月の支払い料金 (VND)
A _{BOD}			
A _{COD}			
A _{TSS}			
A _{Hg}			
A _{Pb}			
A _{As}			
A _{Cd}			
	合計金額		

1. 環境保護料金の毎月の支払い額＝汚染物質において算出された毎月の支払い額の合計
2. 四半期毎に支払う産業排水への環境保護料金の計算：

	内容	料金 (VND)
1	当該四半期の支払金額	
2	前四半期の国家予算に対する未支払い金額	
3	前四半期の国家予算に対する過払い金額	
4	最終的な支払い金額 (1+2-3)	

上記申告が事実であることを保証します。さもなければ、現在の法律に従い罰則の対象となります。

天然資源環境省
_____日に申告書を受理

年____ 月____ 日____
組織代表

(受取人の署名、記名)

(署名、記名及び捺印)

様式 第3号

天然資源環境省
和国

ベトナム社会主義共

独立 - 自由 - 幸

福

番号____/____

産業排水への環境保護料金の送金通知書
年____ 第__四半期

- 支払者: _____

- 住所: _____

産業排水への環境保護料金の申告書及び貴組織の____年__四半期の評価結果に基づいて、天然環境資源省は、以下の通り、当該四半期の産業排水への環境保護料金の支払い金額の通知書を発行する。

	内 容	料金 (VND)
1	前四半期からの繰越金額	
a)	未支払い金額	
b)	過払い金額	
2	当該四半期に生じる金額	
3	当該四半期の支払い金額 (2 + 1a - 1b)	

国家予算に対して支払う産業排水への環境保護料金額 (文言にて表記):

支払いは、国庫局____口座番号____に本通知金額を送金しなければならない。

送金期限は____年__月____日までとする。

年____ 月____ 日____

天然資源環境省局長
(署名、記名及び捺印)

様式 第4号

公安省 又は 国防省
和国
(管轄機関)
福

ベトナム社会主義共

独立 - 自由 - 幸

番号____/____

産業排水への環境保護料金の申告に関する検査
年____ 第__四半期

宛先：天然資源環境省

- (組織名) _____ 年第__四半期の産業排水への環境保護料金の申告書に基づく。
- 住所：

公安省（又は国防省）は、組織_____の当該四半期における産業排水への環境保護料金の支払い金額を以下の通り、決定する。

	内 容	料金 (VND)
1	前四半期からの繰越金額	
a)	未支払い金額	
b)	過払い金額	
2	当該四半期に生じる金額	
3	当該四半期の支払い金額 (2 + 1a - 1b)	

国家予算に対して支払う産業排水への環境保護料金額（文言にて表記）：

__ 日__

年__ 月__

管轄機関長
(署名、記名及び捺印)